

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山  
四丁目1番12号  
事業者名 新京成電鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 眞下 幸人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
前原駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホーム嵩上げに伴い、内方線付きJIS規格化点状ブロックを設置する。(2019~2020年度)</li> <li>多機能トイレを設置する。(2019年度)</li> </ul>	ホーム嵩上げと内方線付きJIS規格化点状ブロックを設置中である。多機能トイレは2019年度に設置を完了している。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。</li> </ul>	声かけサポート運動を継続して実施中である。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内での自動音声案内の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>前原駅において、自動音声によりトイレ等の場所を案内できる設備を設ける。(2019年度)</li> </ul>	2019年度に設置を完了している。
当社Webサイトおよび「新京成線アプリ」の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社公式Webサイトについて掲載情報の拡充等を適宜実施し、わかりやすい情報提供をはかる。(2019~2020年度)</li> <li>稼働中の当社公式スマートフォン向けアプリ「新京成線アプリ」について、アップデートを実施し、利便性向上を図る。(2019年度)</li> </ul>	当社公式Webサイトの掲載情報を適宜拡充している。「新京成線」アプリのアップデートを実施し利便性向上を図った。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>接遇研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京成グループにてBMK接遇研修を実施している。</li> </ul>	<p>引続きBMK接遇教習を実施している。</p>
<p>接遇教習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入社員に対して京成グループで作成した接遇マニュアルを使用した接遇教習を実施している。</li> </ul>	<p>引続き接遇教習を実施している。</p>
<p>サービス介助士資格取得の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入社員をはじめとした駅係員を対象に、未取得者の資格取得を推進する。</li> </ul>	<p>引続き資格取得を推進している。</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図った。  
 ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各署との協議を継続して行った。

(3) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地 道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
松戸駅	新京成線	千葉県松戸市	105704人			○	1	1	1基(1)	1基(1)	基	箇所( )			○	○	○	1	○
上本郷駅	新京成線	千葉県松戸市	7107人			○	1	1	2基(2)	2基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
松戸新田駅	新京成線	千葉県松戸市	6681人			○	2	2	基	基	基	3箇所(3)		○	○	○	○	2	
みのり台駅	新京成線	千葉県松戸市	8810人			○	2	2	基	基	基	4箇所(4)		○	○	○	○	2	
八柱駅	新京成線	千葉県松戸市	45332人			○	1	1	3基(3)	3基(1)	基	箇所( )		○	○	○	○	1	○
常盤平駅	新京成線	千葉県松戸市	18988人			○	1	1	2基(2)	1基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
五香駅	新京成線	千葉県松戸市	29725人			○	1	1	2基(2)	3基(2)	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
元山駅	新京成線	千葉県松戸市	18159人			○	2	2	3基(3)	2基	基	箇所( )		○	○	○	○	2	○
くぬぎ山駅	新京成線	千葉県鎌ヶ谷市	7297人			○	1	1	3基(3)	基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
北初富駅	新京成線	千葉県鎌ヶ谷市	5351人	○	○	○	2	2	2基(2)	4基	基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	2	○
新鎌ヶ谷駅	新京成線	千葉県鎌ヶ谷市	35357人	○	○	○	1	1	1基(1)	2基	基	箇所( )	○	○	○	○	○	1	○
初富駅	新京成線	千葉県鎌ヶ谷市	5575人	○	○	○	1	1	1基(1)	2基	基	箇所( )	○	○	○	○	○	1	○
鎌ヶ谷大仏駅	新京成線	千葉県鎌ヶ谷市	14615人			○	1	1	2基(2)	1基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
二和向台駅	新京成線	千葉県船橋市	17446人			○	2	2	2基(2)	1基(1)	基	1箇所(1)		○	○	○	○	2	○
三咲駅	新京成線	千葉県船橋市	13992人			○	2	2	3基(3)	1基	基	箇所( )		○	○	○	○	2	○
滝不動駅	新京成線	千葉県船橋市	7496人			○	2	2	3基(3)	1基	基	箇所( )		○	○	○	○	2	
高根公団駅	新京成線	千葉県船橋市	15344人			○	1	1	2基(2)	3基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	○
高根本戸駅	新京成線	千葉県船橋市	8370人			○	1	1	2基(2)	1基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	○
北習志野駅	新京成線	千葉県船橋市	45774人			○	1	1	2基(2)	6基(2)	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
習志野駅	新京成線	千葉県船橋市	13283人			○	2	2	2基(2)	基	基	2箇所(2)		○	○	○	○	2	○
薬園台駅	新京成線	千葉県船橋市	15045人			○	1	1	2基(2)	3基	基	箇所( )		○	○	○	○	1	
前原駅	新京成線	千葉県船橋市	9578人			○	2	2	基	基	基	2箇所(2)		○	○	○	○	2	
新津田沼駅	新京成線	千葉県習志野市	68731人			○	2	2	3基(3)	4基(1)	基	1箇所(1)		○	○	○	○	2	
京成津田沼駅	新京成線	千葉県習志野市	45132人			○	1	1	1基(1)	2基(2)	基	箇所( )		○	—	○	○	1	○
(合計)計 駅				0駅	3駅	24駅	34	34	44基(44)	43基(8)	基	14箇所(14)	3駅	21駅	23駅	24駅	24駅	24駅	12駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーターを設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和元年度）

住 所 千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山  
四丁目1番12号  
事業者名 新京成電鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 眞下 幸人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道 (その他)	・新型車両80000形を1編成導入する。(2019年度)	1編成導入済みである。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	・係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。	声かけサポート運動を継続して実施中である。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
当社Webサイトおよび「新京成線アプリ」の拡充	・当社公式Webサイトについて、掲載情報の拡充等を適宜実施し、わかりやすい情報提供を図る。(2019~2020年度) ・稼働中の当社公式スマートフォン向けアプリ「新京成線アプリ」について、アップデートを実施し、利便性向上を図る。(2019年度)	当社公式Webサイトの掲載情報を適宜拡充している。 「新京成線アプリ」のアップデートを実施し利便性向上を図った。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・京成グループにてBMK接遇研修を実施している。	引き続きBMK接遇教習を実施している。
接遇教習の実施	・新入社員に対して京成グループで作成した接遇マニュアルを使用した接遇教習を実施している。	引き続き接遇教習を実施している。
サービス介助士資格取得の推進	・新入社員をはじめとした駅係員を対象に、未取得者の資格取得を推進する。(2019年度)	引き続き資格取得を推進している。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) その他

--

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道 (その他)	26編成 (156両)	25編成 (150両)	25編成	編成	編成	25編成	26編成
(合計)	26編成 (156両)	25編成 (150両)	25編成	編成	編成	25編成	26編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。